

愛媛県飲用井戸等衛生対策要領

昭和 62 年 5 月 19 日付け生衛第 125 号 愛媛県保健環境部長通知 昭和 62 年 7 月 1 日施行

改正 平成 5 年 1 月 21 日付け生衛第 57 号 愛媛県保健環境部長通知 平成 5 年 12 月 1 日施行

改正 平成 16 年 3 月 5 日付け環政第 1086 号 愛媛県県民環境部長通知 平成 16 年 4 月 1 日施行

改正 平成 17 年 4 月 1 日付け環政第 187 号 愛媛県県民環境部長通知 平成 17 年 4 月 1 日施行

1 目的

この要領は、愛媛県において「飲用井戸等衛生対策要領（昭和 62 年 1 月 29 日衛水第 12 号厚生省生活衛生局長通知）」を実施するために必要な事項を定め、飲用井戸等について総合的な衛生の確保を図ることを目的とする。

2 実施主体

各市町において県と連携を図りつつ実施する。

3 対象施設

この要領において対象とする施設は、次に掲げる施設のいずれかであって、水道法（対象：水道事業の用に供する水道、専用水道及び簡易専用水道）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（対象：特定建築物）等及び愛媛県水道条例（対象：県条例水道）の適用を受けないもの（以下「飲用井戸等」という。）とする。

- (1) 個人住宅、寄宿舍、社宅、共同住宅等に居住する者に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設

（導水管等を含む。以下「一般飲用井戸」という。）

- (2) 官公庁、学校、病院、店舗、工場その他の事業所等に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設

（導水管等を含む。以下「業務用飲用井戸」という。）

ただし旅館および公衆浴場に設置されている施設は含まない。

- (3) 水道事業の用に供する水道、専用水道又は県条例水道から供給を受ける水のみを水源とする受水槽を有する施設

（以下「小規模受水槽水道」という。）

4 衛生確保対策

- (1) 実態の把握等

【1】市町は、管下における飲用に供する井戸に係る地下水の汚染状況を把握するよう努めるものとする。

【2】市町は、飲用井戸等の衛生確保を図るため、飲用井戸等の設置場所、設置数、水質の状況等に関する情報を収集・整理し、飲用井戸等を設置しようとする者、飲用井戸等の設置者及び管理者並びに使用者に対する啓発のため必要な措置を講ずるよう努めるものと

する。

上記情報のうち、愛媛県立衛生環境研究所で行った水質検査結果及び水道法第 20 条第 3 項・水道法第 34 条の 2 第 2 項に規定する厚生労働大臣登録機関である（財）愛媛県総合保健協会で行った水質検査結果及び小規模受水槽水道の管理状況についての検査結果については県環境政策課で調査して各保健所に通知し、保健所は、保健所で行った水質検査結果と併せて、必要に応じて市町に資料提供するものとする。

- 【3】市町は、飲用井戸等の管理の適正を確保するために、飲用井戸等を設置しようとする者又は設置者若しくは管理者（以下「設置者等」という。）の協力を求め、飲用井戸等の管理状況等について適宜必要な報告を受けるものとする。

(2) 飲用井戸等の管理、水質検査等

市町は、飲用井戸等の衛生の確保を図るため、飲用井戸等の設置者等に対し、次に掲げる基準に従い、その管理等を実施するよう指導するものとする。また、市町等は、設置者が後記（【2】-ア-i）に掲げる水質検査を行う際の検査実施項目の判断に資するため、地域の飲用井戸及びその他地下水の水質検査結果等から、定期的に検査を行うことが望ましい項目を定めて周知する等、必要な措置を講ずること。

【1】飲用井戸等の管理

ア 設置者等は、飲用井戸等及びその周辺にみだりに人畜が立ち入らないように適切な措置を講ずること。

イ 設置者等は、一般飲用井戸及び業務用飲用井戸の構造（井筒、ケーシング、ポンプ、吸込管、弁類、管類、井戸のふた、水槽等）並びに井戸周辺の清潔保持等につき定期的に点検を行い、汚染源に対する防護措置を講ずるとともに、これら施設の清潔保持に努めること。また、小規模受水槽水道にあつては、簡易専用水道の管理基準に準じて管理すること。

ウ 設置者等は、飲用井戸等を新たに設置するに当たっては、汚染防止のため、その設置場所、設備等に十分配慮すること。また、一般飲用井戸及び業務用飲用井戸については、給水開始前にクロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム及びホルムアルデヒド(以下「消毒副生成物」という。)を除き、水道法に準じた水質検査を実施し、これに適合していることを確認すること。(ただし、消毒を行っている場合は消毒の効果及び消毒副生成物についても行い、また、当該飲用井戸周辺の地下水等より消毒副生成物が検出されている場合についても、消毒副生成物について検査を行う。なお、水源が湖沼などの水が停滞しやすい表流水でない場合はジェオスミン及び 2-メチルイソボルネオールを省略することが出来る。)

【2】飲用井戸等の検査

ア 設置者等は、飲用井戸等につき定期及び臨時の検査を受けること。

i) 一般飲用井戸及び業務用飲用井戸における定期の検査とは、水質基準に関する省令

(平成 15 年厚生労働省令第 101 号) の表の上欄に掲げる事項 (以下「水質基準項目」という。) のうち、一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物等 (全有機炭素 (TOC) の量)、PH 値、味、臭気、色度及び濁度並びにトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他水質基準項目のうち周辺の水質検査結果等から判断して必要となる事項に関する水質検査をいう。

ii) 小規模受水槽水道における定期の検査とは、給水栓における水の色、臭い、味、色度、濁度に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査をいう。

iii) 臨時の検査とは、飲用井戸等から給水される水に異常を認めたとき、臨時に行う水質基準項目のうち必要なものについての水質検査をいう。

イ 定期の検査は、一般飲用井戸 (設置者が専ら自己の居住の用に供する住宅のみに飲用水を供給するために設置するものを除く。)、業務用飲用井戸及び小規模受水槽水道にあつては 1 年以内ごとに 1 回行うものとするが、これ以外のものにあつても 1 年以内ごとに 1 回行うことが望ましい。

ウ 設置者等が一般飲用井戸及び業務用飲用井戸の水質検査を依頼するに当たっては、水道法第 20 条第 3 項に規定する地方公共団体の機関 (保健所、衛生環境研究所、検査体制を備えた市町) 又は厚生労働大臣の登録を受けた者に対して行うものとする。

エ 設置者等が小規模受水槽水道の管理状況についての検査を依頼するに当たっては、水道法第 34 条の 2 第 2 項に規定する地方公共団体の機関 (検査体制を備えた市町) 又は厚生労働大臣の登録を受けた者に対して行うものとする。

【3】 汚染が判明した場合の措置

ア 設置者等は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者にその旨を周知するとともに市町へ連絡し指示を受けること。

イ 設置者等は、水質検査の結果、水道法に基づく水質基準を超える汚染が判明した場合及びトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン等に代表される有機溶剤が検出された場合には市町に連絡し指示を受けること。

(3) 汚染された飲用井戸等に対する措置

【1】 市町は、前記 (2) - 【3】 ア又はイにより、飲用井戸等の設置者等から連絡を受けた場合その他飲用井戸等の汚染を発見したときは、その汚染原因を調査するとともに、必要な措置を取るものとする。この場合、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他有害物質等による汚染が判明した場合には、保健所と連携して、汚染経路、当該地域内の事業場における当該物質等の使用及び処分の実態等を把握するよう努めるとともに、その適正化の指導が行われるよう保健所との連絡調整に努めること。また、当該設置者等に対し、水道に加入することを勧めるものとする。なお、市町は、管下の水道の布設、普及に努めるものとする。

【2】市町は前記（3） - 【1】により汚染原因を調査し、必要な措置を取った場合は、その内容を所轄の県の保健所（松山市にあっては松山保健所とする。以下「県保健所」という。）に報告するものとする。

（4） 県保健所からの報告

県保健所は前記 3） - 【2】により市町から報告を受けた場合には、その内容を県環境政策課に報告するものとする。

附則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。